

氏 名(本籍)	新井 浩文 (埼玉県)		
学 位 の 種 類	博士 (歴史学)		
学 位 記 番 号	博歴乙第24号		
学位授与の日付	平成28年 3月18日		
学位授与の要件	学位規程第5条第2項該当		
学位論文題目	関東の戦国期領主と流通		
論 文 審 査 員	主査 駒澤大学教授	文学博士	久保田昌希
	副査 駒澤大学教授	博士 (日本史学)	中野 達哉
	副査 徳島文理大学教授	博士 (日本史学)	橋詰 茂
	副査 駿河台大学教授	博士 (日本史学)	黒田 基樹

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、関東における戦国期の領主制と、その領域を形成する上で、重要な役割を担った中世利根川の水運と治水事業に関わる状況についてを検討したものである。

関東における戦国期の領主制研究については、1970年代から80年代にかけての「地域的領主」論と「戦国領主」論という大きな二つの流れが挙げられる。両者の関係については、近年、地域的領主を「国衆」としてとらえ、その支配権確立は、上位権力である大名との政治的関係が安定することによるとする新たな定義も出されている。なお「国衆」論については、古河公方の存在が北条氏の公的領域支配に少なからず寄与した点も指摘されている。以上の点から、関東における戦国期の領主制を検討する上では、改めて後北条氏（小田原北条氏）とその「有力国衆」が支配する「領」と、北条領国内に存在した公方料所と公方家臣について、その実態を確認する作業が求められる。そこで、本稿では、前者については岩付太田氏を、後者については幸手一色氏をそれぞれ取り上げ、その動向や領域内の支配状況、北条氏や古河公方との関係について検討を行った。

以下、第一部では、岩付太田氏を取り上げた。

第一章「岩付太田氏の発給文書にみる動向と特質」では、基礎的作業として、太田氏資までの岩付太田氏歴代の発給文書を年代別と地域別に分けて分析した。その結果、岩付太田氏が支配した地域は扇谷上杉氏領と密接な関係にあり、その支配力を継承する形で在地支配を展開したこと、太田資正の代になると所領の再配分・再開発を行ったことや、『小田原衆所領役帳』記載の岩付太田氏知行地がいずれも入間郡内であることから、岩付太田氏の本領が同地域であることを指摘した。

第二章「太田氏資の発給文書にみる動向と特質」では、太田氏資の発給文書を整理し、後北条氏隷属下の岩付領支配について論じた。これまで氏資の花押や印判に関する発給文書の分析を通して、父資正追放後に「道也」の署名から還俗して、氏資として岩付城主として領内支配にあたった可能性も

ある点を指摘した。

第三章「梶原政景と足利義氏」では、梶原政景が太田姓を名乗らずに梶原姓を名乗っていたことについて、「年代記配合抄」等の記事から、政景が葛西で元服したことと、足利義氏の元服時期がほぼ同時期であることから、政景の足利義氏奉公衆としての立場を明らかにした。

第四章「太田資正と北関東の諸勢力」では、永禄12年（1569）の越相一和を題材に、太田資正と上杉謙信の関係、さらには佐竹・宇都宮氏を主軸とする反後北条氏包囲網の形成過程について照射した。北関東の諸勢力は謙信からは「味方中」と称され、反後北条勢力の中心的役割を果たしてきたが、越相一和を通してこの関係が崩壊し、関東における上杉氏領国の維持体制がほころび始める契機となったことを指摘した。

第五章「岩付太田氏関係文書とその伝来過程」および付論「鷲宮神社関係文書とその伝来過程」では、岩付太田氏の末裔を由緒とする東大阪市専宗寺に伝来した岩付太田氏関係文書の紹介と、武州太田荘の総鎮守である鷲宮神社に伝来した関係文書の検討を行った。

次いで、第二部では、幸手一色氏を取り上げた。

第一章「古河公方足利氏と幸手一色氏」は、幸手一色氏に関する諸系譜を検討するとともに、その発給文書から一色直朝と、その子義直二代の動向を追ったものである。

第二章「一色直朝と一色義直」は、一色直朝父子の活動のうち、特に文化面に焦点をあてて叙述したもので、一色直朝の代表的な和歌集である『桂林集』に所収された直朝の歌を数首紹介するとともに、その時代的背景についても検討を試みた。

第三章「幸手一色氏と修験不動院」では、「幸手不動院」として戦国期に大きな発展を遂げる本山派修験不動院の勢力伸長の背景には、幸手一色氏とその一族で関東山伏頭であった鎌倉月輪院の存在があったことを指摘した。

第四章「戦国期幸手領における領域概念と宗教」では、修験の配札圏である霞場と戦国大名領のズレについて指摘した。特に、古河公方配下の幸手一色領と後北条氏配下の岩付領は両者の領域概念に差異が認められる点を指摘した。なお、付論「後北条氏の支配領域と宗教的領域」は、この具体的事例として足立郡境目について、修験がその境目を地域権力である守護（戦国期領主）に委ねるとした事例を紹介した。

補論「戦国期の地域権力と修験」は、第三章および第四章の拙稿が、幸手不動院の勢力伸長の背景には、関東山伏頭である月輪院とその一族である一色氏の影響が大きかったとした拙稿について、改めて自説を補完した。

第五章「幸手一色氏と栗橋野田氏」は、戦国期に関宿周辺において展開された幸手領と野田領について、天正2年（1574）のいわゆる古河公方領再編前後の動きについて考察した。その結果、公方家臣間に関する訴訟手続きとして、氏照を媒介者とするルートと小田原へ直接直訴するルートが存在したが、小田原からは義氏の決定を優先して自ら判断することなく所領の再編を行っていたことを指摘した。

続く第三部では、関宿城を中心とする利根川舟運と関宿城下の町場形成に関して、戦国期の河川交

通の視点から検討を行った。

利根川を中心とする「中世東国水運」において、重要な位置付けとなるのが、中世の利根川流路の問題であり、その中心となるのが、利根川水系と近世の利根川主流路となる常陸川水系の結節点となる関宿である。関宿城とその城下に関する研究としては、それまでの近世初頭の江戸幕府による「利根川東遷」にかかる論考を中心に展開されたが、1980年代以降、関宿をめぐる流通に関しては、研究成果が相次いで出され、さらに、2000年代に入ると、地理学や城郭研究の立場からの論考も見られようになった。しかし特筆すべきは、拙稿が契機となった船橋市立西図書館蔵「下総之国図」の再評価や「築田家文書」「野田家文書」といった古河公方家臣文書群の原本発見が、この地域の研究推進に大きな役割を果たしたといえる。

第三部では、以下、各章に掲げたような考察を試みた。

第一章「関宿城下網代宿の成立とその機能」では、天正3年(1575)以降、後北条氏によって関宿城下に新たに作られた「網代宿」の成立について検討した。その結果、網代宿は、その立地や政治的背景から、江戸初期の江戸川開削によって消滅するまで、台宿とともに戦国期の関宿城下における河川交通の要衝として機能していたこと、近世初頭の江戸川開削にともない消滅するが、その機能は関宿河岸に引き継がれたことを指摘した。

第二章「関宿城の構造とその機能」では、国立公文書館所蔵「正保城絵図」所収「下総国世喜宿城絵図」の検討を中心に、戦国期の関宿城下の復元を試みた結果、少なくとも江戸川開削以前に、権現堂川(利根川水系)と常陸川(現在の利根川)が関宿城下で繋がっており、築田氏がかかる舟運の支配権を有していたことを指摘した。

第三章「関宿城下有力商人会田氏と網代宿」では、近世の江戸町名主である会田家に残る会田家文書全体を初めて紹介した。鎌倉公方時代までの利根川水運は、品川や鎌倉を本拠地とする有徳人層を中心に発展したが、享徳の乱以降は、古河・関宿にその機能が移り、さらに後北条氏の時代には、会田氏のような有力商人の徴用により、軍事的にも機能していたことを明らかにした。

第四章「戦国期の関宿水運」では、築田氏と関宿水運の関わりから、天正4年(1576)以降に実施された後北条氏による権現堂の築堤をはじめとする河川普請の影響がその後の利根川水運や近世の河川事業に大きな影響をもたらしたことを指摘した。

第五章「関宿をめぐる河川と陸上交通」は、船橋市西図書館蔵「下総之国図」の分析を行ったものである。「同図」から戦国期末の陸路と水運との関係を検討した結果、支城間を結ぶ複数の街道や水運ルートが存在しており、それらが有機的に機能していたこと、その背景には、後北条氏による天正2年(1574)の関宿掌握以降に実施された河川普請に拠るところが大きいことを指摘した。

第六章「関宿周辺の河川普請」は、天正4年に築堤されたとされる権現堂堤の成立背景について、関係史料をもとに再検討した結果、近世以前に後北条氏によって築堤された可能性が高いことを明らかにした。

第七章「関宿城下における町場形成」は、近年の関宿城下構造に関する地理学や町割研究に対して、関係史料の検討から筆者の見解を述べた。

関東の戦国期領主について、「他国衆」に位置づけられる岩付太田氏の「岩付領」と古河公方家臣幸手一色氏の「幸手領」における支配を検討した結果、両者の間に領域概念の認識差異が生じていたことや古河公方崩壊後の天正10年(1582)以降に大きくその概念が転換されることが明らかとなった。この点は、古河公方の存在が後北条氏の公的領域支配に少なからず寄与したことと、そこからの新たな継承・発展を後北条氏か成し遂げたものと理解される。

また、本稿では、これまで関宿を中心とする近世初頭の幕府による一大事業として位置づけられてきた「利根川東遷」が、それ以前の戦国期に既に築田氏や後北条氏によって着手されていたことを明らかにした。江戸幕府による同事業は、その集大成と位置づけるべきであろう。この点から、改めて戦国期における北条氏による河川普請事業の意義を高く評価する必要性があるといえる。

論文審査結果の要旨

I、はじめに一研究の観点と構成

中世、とりわけ戦国期関東平野の歴史展開を考える際に欠くことのできない視点は、河川の問題である。16世紀後半に徳川家康が「江戸打ち入り」をはたした後、江戸開幕となり首都江戸を支える経済圏が形成されていくが、それは大規模な開発をともなって進行していった。そのことを象徴するのが、いわゆる「利根川東遷」といわれる旧利根川（以下「利根川」と表記）の付け替えである。すなわち、中世の関東平野には大きく利根川と常陸川の二大水系があり、それらから多くの河川が分流し関東平野の景観を作っていた。

関東には多くの河川が流れ、それが水運を形作り、それに陸路が組み合わさって、交通・流通網が展開し、要衝には城下町や都市・町宿が発達していったのである。また多くの人々は河川の自然堤防上の微高地に集落を形成しており、周辺は開発地とともに荒地が広がっていた。かつて萩原龍夫が「関東中央部一帯は広漠たる低湿地帯」（『旧利根河畔の中世文化』『駿台史学』22、1968）と述べたように、こうした中世関東の景観イメージは、近世のイメージと大きく異なるものと考えられている。河川のなかでも最大規模である利根川の果たす役割は大きく、関東平野中央部を西から東に流れ、そして武蔵国を南北に貫流して、江戸湾に流れ込んでいた。この利根川が中世政治史に影響を与えたのが「享徳の乱」で、これによって古河公方が成立すると、利根川を挟んで大きく東側が古河公方勢力圏に、西側が関東管領勢力圏となり、利根川は武蔵国・下総国の境界として政治的世界を形作っていったのである。

新井浩文氏（以下「論者」と表記）による学位請求論文「関東の戦国期領主と流通」は、さきの観点から、戦国期領主たる岩付太田氏と幸手一色氏の領主的展開と、利根川流域を中心とする流通を中心に据えた地域史像とその特質を明らかにしたもので、構成は序章、3編17章、付論2、補論1、終章からなり、原稿用紙（400字）に換算すると、960枚を超える。

論者は本学文学部歴史学科を昭和60年（1985）に卒業後、同年に埼玉県立博物館学芸員として奉職後、埼玉県立文書館、同教育局文化財保護課主査等を歴任し、現在同文書館学芸主幹をつとめている。

この間、勤務の傍らで一貫して埼玉県域の中世史研究の研鑽にも励まれ、幾多の研究成果を世に問うてきた。また論者は史資料の整理と保存・活用やアーカイブズ問題にも造詣深い研究者としても知られている。いうまでもなく歴史研究には史資料が欠かせないが、論者は関連史料を広く収集し、丹念に読み解き史実を発見し、必ず現地フィールドワークを欠かさず、こうしたことを積み上げていくことで、ここに研究を結実させたことも記しておきたい。

本論の構成はつぎのようになっている。

序章 本論文の課題と構成

1 戦国期領主制と中世利根川水運をめぐる研究動向 2 課題と構成

第1編 岩付太田氏

第1章 岩付太田氏の発給文書にみる動向と特質

はじめに 1 岩付太田氏とその発給文書 2 『小田原衆所領役帳』と岩付太田氏
むすびにかえて

第2章 太田氏資の発給文書にみる動向と特質

はじめに 1 氏資の出自と上杉・後北条氏との関係 2 氏資発給文書の検討

第3章 梶原政景と足利義氏

はじめに 1 古河公方足利義氏と梶原政景 2 白川結城文書にみる二人の梶原政景
3 永禄三年の上杉謙信越山と岩付太田氏の公方ライン断絶 むすびにかえて

第4章 太田資正と北関東の諸勢力

はじめに 1 「越相一和」成立前の太田資正の立場
2 「越相一和」の成立とその推移による太田資正の立場 むすびにかえて

第5章 岩付太田氏関係文書とその伝来過程

付論 鷲宮神社関係文書とその伝来過程

第2編 幸手一色氏

第1章 古河公方足利氏と幸手一色氏

はじめに 1 戦国期における幸手一色氏の系譜と動向 2 戦国期一色氏の動向
むすびにかえて

第2章 一色直朝と一色義直

1 足利晴氏・義氏と一色直朝 2 月輪院と一色直朝 3 文人武将一色直朝
4 一色直朝と「桂林集」 5 一色直朝の登場

第3章 幸手一色氏と修験不動院

はじめに 1 戦国期関東本山派修験と不動院の台頭
2 不動院勢力伸長の背景 むすびにかえて

第4章 戦国期幸手領における領域概念と宗教

はじめに 1 旧利根川流域の大名権力との関係 — 境界との視点から —
2 修験と市宿との関係 — 交流の観点から — むすびにかえて

付論 後北条氏の支配領域と宗教的領域

補論 戦国期の地域権力と修験 ― 月輪院と幸手不動院の関係をめぐって ―

第5章 幸手一色氏と栗橋野田氏

はじめに 1 築田氏・一色氏・野田氏の所領分布とその特徴

2 野田領における家臣間の所領係争 むすびにかえて

第3編 関宿と利根川水運

第1章 関宿城下網代宿の成立とその機能

はじめに 1 網代と網代宿 2 網代宿の機能 3 網代宿の変遷 むすびにかえて

第2章 関宿城の構造とその機能

はじめに 1 「下総国世喜宿城絵図」にみる中世関宿城の構造

2 史料にみる関宿城の構造と機能 むすびにかえて

第3章 関宿城下有力商人会田氏と網代宿

はじめに 1 「会田家文書」の概要 2 戦国期の会田家と網代宿

3 近世初頭の会田家と網代宿 むすびにかえて

第4章 戦国期の関宿水運

はじめに 1 築田氏と関宿水運 2 後北条氏と関宿水運 むすびにかえて

第5章 関宿をめぐる河川と陸上交通

はじめに 1 船橋市西図書館蔵「下総之国図」

2 戦国期における関宿周辺の河川と交通 むすびにかえて

第6章 関宿周辺の河川普請

はじめに 1 戦国～近世初頭の関宿周辺の河川概況

2 関宿周辺の河川普請 ― 権現堂築堤の背景 ―

むすびにかえて ― 権現堂築堤による関宿城周辺の変化 ―

第7章 関宿城下における町場形成

はじめに 1 関宿城下の構造 2 「下総之国図」の評価 むすびにかえて

終章

II、論文の内容と評価

以下、論文の内容と評価について紹介する。

「序章―課題と方法」では、はじめに「本論は、関東における戦国期の在り地領主制および中世の利根川水運について論じるものである」として、関東戦国史を論じる際の「領」とその支配の実態に注目することの重要性を指摘し、とくに享徳の乱以降における古河公方と山内・扇谷上杉氏による抗争が地域の戦国期領主の動向に影響するが、それは中近世移行期研究にとって重要な観点であり、それと関わって中世利根川流域の研究、とくに水運と河川改修に関しては看過できないものとし、利根川流域史については地理学、河川工学の立場からの研究進化がみられるが、こうした成果も念頭におき

ながら再考してみたいとする。

つづいて、戦国期領主制の研究史を紹介し、1960年代に盛んとなった「守護領国制論」に派生した「国人領主制論」から、70年代における永原慶二氏の「大名領国制論」により戦国期の領主制論が一つの到達をみたとする。80年代には峰岸純夫氏により「地域的領主」論、矢田俊文氏による「戦国領主」論が提起され、また両説への批判として、市村高男氏による「地域的統一権力」と「地域領主」への提言があるとする。その後90年代には黒田基樹氏による「国衆」論が登場し、領主論は新たな展開を迎えるとする。その上で論者は、戦国期の領主についての定義内容は、未だ不明確な部分もあり、明確な規定が成されていない状況にあるとして、それらを戦国期の領主＝「戦国期領主」と呼称するとした。

中世利根川水運をめぐるのは、その始まりは河道研究であったとし、明治期からの研究の進捗状況を紹介します。とくに栗原良輔氏の『利根川治水史』が、その後の研究者に踏襲されていること、戦後から1950年代には流域の下河辺庄や称名寺領赤岩郷の研究、関宿付近での利根川・常陸川水系の連鎖如何などがあり、60年代には流域における宗教関係や、萩原龍夫氏によるいわゆる「中世利根川文化圏」（前掲論文）の視点が示され、それと関わって考古学・民俗学・地理学など歴史研究の近接研究の成果駆使が示唆されたとする。また70年代には、とくに地質学からの研究、80年代には景観復元作業や河関の研究へと移り、90年代には利根川河川交通と太平洋海運への連続する研究、利根川水運と香取社・女体社・修験という宗教勢力との関係について、また水海・関宿・古河・栗橋城との関係についても検討され、さらに2000年から同10年代においては、関宿城下図など絵図の使用や「築田家文書」「野田家文書」などの原本発見が続き、シンポジウム開催やその論集刊行もあって、研究が確実に拡大していることを紹介している。

ここでは当該研究史について、単に時系列にその成果を列記するのではなく、ポイントを絞り紹介しており、その内容も的確で研究の広がり易に把握できる。しかし、できれば論者が長年関わってきている当該地域の史料論についても、前掲の萩原氏による研究にみられる「武州文書所蔵者分布図」などを前提に閑説してほしかった。

第1編「岩付太田氏」は5章、付論1からなる。

第1章「岩付太田氏の発給文書にみる動向と特質」では、戦国期岩付太田氏の歴代（道可・全鑑・資正・氏資・政景）の発給文書を集成し、かつ発給先の地域分布を確認している。その結果として、道可3通、全鑑5通、資正41通、氏資19通、梶原政景5通が確認され、文書の発給先は、埼玉郡・足立郡・比企郡・入間郡にわたるものであったことを明らかにし、その分布地図を作成している。そのうえで永禄2年（1559）作成の『小田原衆所領役帳』に記載されている岩付太田氏所領の性格について検討を行ない、かつて後北条氏（小田原北条氏）から与えられたもの、以前からの旧領地が北条領国内ないしそれと接しているために安堵されたもの、と位置付けている。また「おわりに」では、発給文書を通じての岩付太田氏の「領主制」の特徴として、①「在地領主」の在地性が強く残存していて、基本的にはそれを安堵するにとどまっていること、②支配展開にあたっては前代支配者でありかつ主家であった扇谷上杉氏の支配権が残っていたことを指摘している。

概ね肯定されるが、なお『小田原衆所領役帳』における記載所領の性格、「領主制」における2点

の特徴については、十分な論証がともなっているとはいえず、それらの主張のためには、具体的な分析に基づいた論証が必要と考えられる。

第2章「太田氏資の発給文書にみる動向と特質」では、岩付太田氏嫡流の最後の当主になる太田氏資について、まず永禄7年(1564)7月の父資正を追放して岩付太田氏家督を継承するまでの動向について整理し、次いで家督継承後における発給文書を集成し、その検討を行っている。ここでは、発給文書が19点存在することが示され、家督継承直後における「道也」署名の文書の性格、それともなう花押形の変遷の整理、2点の印判状の性格、領内寺院の平林寺との関係について取り上げ、検討している。

その結果、永禄7年発給の「道也」署名の文書について、その後に発給された同年の「氏資」署名の文書とは、花押形は同一であることを確認している。そしてその位置付けについては、本来は無署名であった可能性を想定している。印判状については、2点とも同一印判により、ともに春日摂津守による奉書式であること、さらに使用印判は、父資正が使用していた印判と同一のものであることを明らかにしている。これについては、いずれも比企郡関係であることをもとに、資正の支配力が残っているものとみて、それからの継続性を裏付けると想定している。平林寺との関係については、住持が鎌倉五山の建長寺派であったことから、岩付太田氏と鎌倉五山を繋ぐ存在であったことに注目している。

氏資の花押の変遷を明確にして、「道也」署名文書が、氏資文書として扱えること、岩付太田氏における印判状の存在を明らかにし、かつ使用朱印が父資正からの継承であったことを明らかにしたことは、岩付太田氏発給文書に関する貴重な基礎的事実を確定したものと評価できる。

ただし「道也」署名文書の評価については、注14において、当初出家していて、その後に還俗した可能性を指摘しているが、これは本文中で検討すべき内容と考えられる。その際、「道也」署名文書が本来無署名であった旨の想定は、十分に論証されていない。また印判状の発給についても、地域限定を前提に位置付けるものとなっているが、そうではない状況を排除できてはいないと考えられる。

第3章「梶原政景と足利義氏」では、太田資正の次男梶原源太政景について、元服後から永禄3年(1560)に資正が、北条氏から離叛して越後長尾景虎(上杉謙信)に味方した時期までを対象にして、その政治動向を、とくに古河公方足利義氏との関係に焦点をあてて検討している。まず梶原政景の元服は、「年代記配合抄」の記事をもとに、天文17年(1548)の誕生であること、弘治3年(1557)に古河公方奉公衆梶原氏の名跡を継承して、古河公方足利義氏のもとで元服したことを明らかにしている。そのうえで足利義氏奉公衆としての梶原政景の関係文書四点を、「白川文書」のなかから見出して、永禄元年に義氏の奉公衆として、陸奥白川氏に対して取次を務めていたことを明らかにしている。

これに関連して、「白川文書」には、ここで対象としている源太政景とは別に、「梶原三郎政景」という人物の発給文書がみられていることから、それについて検討を加え、三郎政景は永正年間(1504～21)の人物であるから、源太政景とは別人であることを確認し、そのうえで、すでに古河公方奉公衆梶原氏が白川氏への奏者を務めていたことに注目し、源太政景はその役割を継承したものと推定している。

次いで、永禄3年の上杉謙信への関東侵攻にあたって岩付太田氏が北条氏から離叛して上杉氏に味方したことについて、同年に推定される10月6日付太田資正宛北条氏康書状写の内容を検討し、政景が、義氏から資正への北条方にとどまるようにという働きかけを仲介していたこと、そこからこの時点で政景が義氏が在城する下総関宿城に在ったことを指摘し、それまでの政景の立場が、岩付太田氏—北条氏の関係に規定されたものであったと位置付けている。

梶原政景は、戦国後期の関東政治史において重要な人物と目され続けてきたが、これまで本格的に取り上げた研究はなかった。時期は元服から永禄3年までに限定されているが、その政治動向を初めて検討したものと評価できる。またそれとともに、岩付太田氏と北条氏との関係においても、古河公方との関係が介在していたことが明らかになった。これによって北条氏と関東の国衆との関係について、古河公方の存在を考慮する必要性が提示されることになったと評価できる。

第4章「太田資正と北関東の諸勢力」では、永禄12年（1569）に展開された小田原北条氏と越後上杉氏の同盟交渉である「越相一和」の時期における太田資正の動向について検討している。まず永禄7年7月に資正は嫡子氏資によって岩付城から追放されるが、その後から「越相一和」交渉開始までの動向について確認し、すでに常陸佐竹氏の客将として存在し、岩付城への復帰意思は弱くなっていたことを推測している。

次いで、永禄12年2月から4月における「越相一和」交渉の開始時期において、資正と謙信との関係を取り上げて、資正は何よりも謙信の関東侵攻を求めていた一方、越相同盟もやむを得ないものの、その代償として上杉氏による四ヶ国管轄を主張しており、それは上杉氏と北条氏とで交渉されていた領土協定の内容とは齟齬していたことを指摘している。

続いて同年六月の「越相同盟」成立後に、上杉氏と北条氏との間で割譲交渉が行われていた岩付領・松山領問題に関わって、その実現は資正の岩付復帰にかかっていたことを踏まえたうえで、資正と上杉氏との関係について検討し、上杉氏からの参陣命令に応じなかったことを指摘し、それについて資正は佐竹氏等「東方之味方中」との関係重視していたことを推測している。そして資正と謙信との信頼関係が崩れていたことから、資正の岩付領などへの復帰を条件としていた越相同盟も、機能しなくなっていったとして、資正の存在が越相同盟に与えた影響を指摘している。

越相同盟交渉は、様々な政治勢力の思惑が錯綜しながら展開されたものであったが、当事者である北条氏・上杉氏以外の、政治勢力の観点から同盟の展開を評価した研究としては、初期のもので、この後こうした観点からの追及が一般化していることからすると、研究史上において嚆矢の位置を占めるものと評価できる。

第5章「岩付太田氏関係文書とその伝来過程」では、大阪府所在の専宗寺に伝来されている岩付太田氏の伝来文書のうち、新出文書となる14点について、内容を紹介・検討している。そのうえで専宗寺に岩付太田氏伝来文書が、何故伝来されたのかについて考察を行い、「太田家譜」などの検討から、資正の末子資武は越前藩士であったが、三代後の尹資は致仕し、その養女が河内慈明寺に嫁いでいたこと、同寺は専宗寺とは兄弟寺にある関係から、これらの伝来文書は、尹資養女によって慈明寺にもたらされ、同寺と専宗寺の交流のなかで、専宗寺に伝来されることになったことを推測している。

戦国史研究において、とくに国衆研究では、新たな伝来文書の発見、それをうけての紹介とその内容検討は、その後の研究進展を促すが、本論は重要な成果と評価できる。

ただし②文書の発給者について、上杉輝虎（謙信）の前代の関東管領である上杉憲政に比定する含みを残しているが、すでに本文中で指摘しているように、印文「地帝妙」のものは輝虎使用の前例があること、文書内容も輝虎発給と判断されることから、素直に発給者は輝虎とするのが妥当であろう。

なお、その多くが越相同盟関係であることから、あらためて同時期における太田資正・梶原政景の動向と周囲の政治関係の復元をすすめることが課題と考えられる。

付論「鷲宮神社関係文書とその伝来過程」では、久喜市所在の鷲宮神社関係の中世関係文書について、その全貌を把握するとともに、伝来関係について整理している。こうした中世文書の伝来関係の復元については、近世における所蔵情報、近代における所蔵情報や調査情報の蒐集が不可欠となるが、それらの作業を踏まえて行われており、鷲宮神社中世文書研究の基礎を構築するとともに、今後における同文書を利用した関連研究において前提をなすものと評価できる。

本編は、岩付太田氏の発給文書を収集し、その領主的性格や政治的位置について、分析を試みたものである。「領主制」「領主支配」をめぐる論証に、やや十分でないところもあるが、今後の課題であろう。しかし戦国期国衆研究においては、発給文書の集成とその発給地域をもとにした領国・領域の復元が大前提であり、論者の論証基礎もそれに貫かれている。なかでも、とくに第1章は岩付太田氏について、その作業を行った最初の研究であり、これによって岩付太田氏の領国範囲が初めて明確にされたといえる。この点は、以降における岩付太田氏研究において、重要な前提をなしている。新たな伝来文書の発見や伝来文書の整理過程をともなった検証の第5章と補論は、論者の真骨頂を観る思いである。いずれも本章における重要なポイントであろう。

第2編「幸手一色氏」は4章、付論1、補論1からなる。

第1章「古河公方足利氏と幸手一色氏」では、一色氏の古河公方家臣団内の性格と政治動向及び後北条氏との関係を関連文書を中心に検討している。はじめに幸手一色氏に関する諸系譜4本を検討し、それぞれの系譜の特徴について説明し、その中でも一色氏と鎌倉北条氏と関係深い月輪院の関係について記載された系図に注目している。そのことが後掲の論考でも検証され、重要な意味を持つ。

また、戦国期一色氏の動向として、宝徳2年から慶長3年までの89通の文書から、古河公方足利成氏期、足利政氏・高基期、足利晴氏期、足利義氏（天文～永禄）期、足利義氏（元亀～天正）期、足利義氏死去後と時期区分して、その当該時期の一色氏の状況を検証している。その結果として、天文21年（1552）以前は大きな動向を見ないが、同21年から永禄12年（1569）の足利義氏時期では、古河公方は北条氏照の庇護下におかれ、それにともない一色氏も影響を受けたこと、そして元亀元年（1570）から天正10年（1582）の義氏時期には、嫡流一色氏は儀礼上家臣として重要な役割を果たすとす。同年末に義氏が死去すると、翌11年から同18年にかけては庶流の古河一色氏久が後北条氏に重用され、御連判衆の一員として高地位につくが、それに対して嫡流家は、古河公方家臣から北条氏照領国下の一領主となったことを示し、義氏の死去により後北条氏との主従関係が明確になるとともに、一色氏内部において、嫡流と庶流に分断され勢力が逆転する状況が見られたとする。

さらに天正17年の某朱印状に注目し、従来は不詳とされていたものを、発給者の特徴を検証した結果、嫡流一色氏であると結論づけた。そして本史料をもとに天正末年頃より嫡流家が後北条支配下の一在地領主として独自の在地支配を展開したとする。本章では多数の文書を駆使し、それらの分析から一色氏の発展と展開を示しているが、そこから導出される論点は大変興味深い。

第2章「一色直朝と一色義直」では、足利晴氏・義氏と一色直朝の関係について、直朝は古河公方足利晴氏の奏者として近侍し、京都聖護院門跡と公方家との連絡調整役を担っており、晴氏隠退後は足利義氏の側近として各地を転遷し、義氏の古河帰座とともに幸手で隠退したが、その前後に出家し義直に家督を譲って月庵と称したとする。また直朝と関係深い存在としての月輪院について紹介し、月輪院は鎌倉公方の配下にあつて関東の山伏を統括する立場にあり、その住僧は直朝の叔父増尊や二男尊尊であり、代々幸手氏が努めることとなっており、直朝は月輪院との関係に拠り公方の相伴衆としての立場を占めることができたとする。

そして直朝は画人や歌人としても優れた文人武将で、京都要人との交流や鎌倉や小田原での滞在が絵画の腕を磨く素地にあり、直朝自選和歌集『桂林集』やその自注本の『桂林集注』を取り上げ、『桂林集』の選歌は聖護院道澄が仲介の労をとり三条西実枝に請っている点に注目して、それは聖護院との交流があつたからと推測した。この『桂林集注』には和歌を詠んだ背景に自注が付せられており、当時の記録として貴重であること、特に足利義氏の元服にあたり、12月27日に記されているがこれは加冠式が同日に行われていたことを示すもので、史料的にも価値があるとしている。

直朝の家督を継いだ義直は、儀礼的な立場においては古河公方家臣の上位に位置したが、軍事的面での登用がなかつたことから、直朝の頃と比べて相対的に低下していることを指摘し、その背景には後北条氏の傀儡政権としての古河公方の権力低下とそれに替わる後北条氏の政治的介入があつたと結論づけている。

従来直朝に関する研究は、国文学や絵画史が中心であつたが、『桂林集』に収載された直朝の歌を紹介するとともに、史料としての活用の重要性を指摘し、その政治背景を検討した点は評価できよう。ただ、主題では「直朝と義直」としているにもかかわらず、直朝に主眼を置きすぎており、義直に関しての記述が少ないのが物足りない。義直研究の深化が俟たれよう。

第3章「幸手一色氏と修験不動院」では、戦国期に大きな発展を遂げる本山派修験不動院の勢力伸長の背景に幸手一色氏とその一族であつた鎌倉月輪院との関係を論じている。そして戦国期の発展過程と性格を考察しようとしたものである。はじめに関東本山派修験と不動院についてふれ、本山派修験の支配形態は、山伏の活動圏を「霞」とし、「霞」を統括する有力山伏が年行事として聖護院門跡から補任され、聖護院門跡により霞の範囲は定められるが、その状況を文明年間から天正末年までの関連文書から詳細に分析している。

その結果、戦国期に「霞」が戦国大名領に包括され必然的にその庇護を受ける形となるが、領域に関する統治裁判権は聖護院門跡が持ち、戦国大名には直接裁判権はなかつたとし、それにより聖護院門跡 → 年行事 → 一般山伏という支配形態から、聖護院門跡・戦国大名 → 年行事 → 一般山伏という二重支配形態が発生したとする。

このような状況下、天正7年以降に幸手不動院が出現し、上州の年行事山伏を統括支配していた事実を確認するとともに、不動院が勢力伸長させた背景を考察し、そこには鎌倉月輪院との深い関係を見る事が出来、月輪院は「関東護持奉行」職を介して鎌倉公方との結びつきを持ち、関東本山派修験発展の契機となったと推定する。そうした関東山伏は月輪院を介して鎌倉公方の支配を受けるに至ったが、月輪院は代々一色氏から出ていること、また月輪院と聖護院門跡との法名の相関性に注目し、そこから両者の強い関係を指摘している。

そして一色氏と不動院の関係を検証し、「饗庭家系譜」に不動院二代頼長妻として「一色修理亮頼直女」の記載を見、頼長以後不動院が代々「頼」の一字をその名に用いてる点や、不動院が幸手領内に堂字を持ったことから両者の関係を結びつけている。「頼」の持つ意味の説明は興味深いが、もう少し丁寧な説明をすれば一層理解が深まると思える。

また、天正6～8年頃と推定される一色氏宛の後北条氏家臣堺堺和康忠書状から月輪院配下の不動院と玉瀧坊の対立をめぐる一色氏と康忠、古河公方義氏と北条氏照との関係を考察し、一色氏は後北条氏家臣へと編入される立場であり、月輪院に対する奏者的立場は弱体化したと結論づけた。ここで突如として玉瀧坊が出てくるが、不動院との対立過程がいかなるものか説明がなく十分に理解しがたい。玉瀧坊との関係についても、示すべきであろう。

第4章「戦国期幸手領における領域概念と宗教」では、利根川流域における修験とその活動から、その領域概念及び河川流通との関係を、戦国期の大名権力とのかかわりを中心に考察したもので、まず、利根川流域と修験のかかわりとして、伊勢熊野御師と修験の関係、文明18年の聖護院門跡道興准後の関東巡行、修験に関する地名の分布の3点をあげ、とくに「境界」の視点から利根川流域における大名権力との関係と、修験と市宿との関係を「交流」の観点から検討しようとする。

そこで利根川流域における修験寺院の分布図を示し、そこから戦国期に中興・開山した修験寺院が多いこと、関や渡しといった河川交通要所に位置していることを指摘し、当該地域に戦国大名や在地領主が関与していることに注目するとともに、幸手不動院を事例としてその関係を検証し、不動院の勢力拡大期は天正5年以降とし、不動院は月輪院の代官として関東修験支配を行う立場にあり、また月輪院と古河公方家との媒介に一色氏が存在したことを示した。

そして利根川流域における領域概念は、「月輪院屋敷」をめぐる一色氏と後北条氏に認識のズレとして、戦国大名の領域概念に則らない宗教上（修験）の領域として一色氏は認識しており、このような宗教上の領域概念は修験者と為政者でそれぞれ認識のズレが見られると指摘する。

また市場の開設と修験の間に一定の相関関係を想定し、図化した分布状況を分析して宿と修験の機能的役割を見ようとし、修験は交通要衝地や市宿を掌握することにより往来する檀那の獲得をはかるが、ここにも市宿を結ぶネットワークとしての河川交通の重要性がみられると指摘している。

そして不動院の修験領域は利根川流域に限定されるが、その勢力拡大の背景には月輪院や一色氏の存在があり、その後領域は後北条氏領に組み込まれるものの、その中であっても領域概念は修験間に続くことになったとし、修験は単なる宗教者ではなく、当該地域の有力者であると結論づけた。市宿と修験の関係への指摘は肯定されるが、修験を「当該地域の有力者」とする点については、おそらく

不動院などを指しているのであろうが言及がない。具体的に示すべきであろう。

付論「後北条氏の支配領域と宗教的領域」は、第4章で十分に検証できなかった本山派修験の霞場と戦国大名の支配領域について補筆したもので、聖護院門跡の配下大行院管轄の霞場と玉林房管轄の霞場の境目争論をめぐる史料を検証し、後北条氏の支配領域と修験側の霞の領域とは合致しておらず、後北条氏にとって霞場の境目指定は領域支配の観点からは重要な意味を持たず、山伏の管理統制をはかろうとする聖護院門跡側と意識のズレがあったことは否めないとする。

補論「戦国期の地域権力と修験 ― 月輪院と幸手不動院の関係をめぐって ―」は、第3章・第4章で幸手不動院を題材として戦国期における地域権力（幸手氏）と修験の関係を論じ、不動院の勢力伸長の背景には月輪院と一色氏の影響が大きいという論者の説に対し、一色氏でなくむしろ後北条氏による影響が大きいとするとの批判への反論で、改めて天正6～8年（1578～80）と推定する堺和康忠の一色（直朝力）宛書状と「天正十年御年頭申上衆書立写」と合わせ検討し、不動院は月輪院のもと、後継者として関東における「山伏之頭」たる位置にあったとし、さらに天正16年の福島房重書状を引きつけ解釈をすることで、月輪院を核とする一色氏と不動院の関係を強調・力説している。

そして、天正18年の秀吉による岩付城攻めにあたり、浅野長吉への一色義直の使者として不動院が遣わされており、両者の関係は戦国末期においても継続し、不動院は近世以降も将軍家や水戸徳川家と結びつくことで継続していくが、戦国期の不動院は一色氏を媒介として聖護院門跡とパイプを持ち、一色氏と血縁関係がある月輪院の宗教的権威をも利用継承することに成功したと結論づける。本論により、論者の説がより一層明確化されたといえよう。

本編は幸手一色氏について、中近世移行期におけるその動向を跡づけたものである。とくに古河公方や後北条氏との関係、また嫡流家と庶流家の政治的対応などの分析は評価されよう。またこれまであまり注目されてこなかった「文人武将」としての存在を示したことも有意義である。そして利根川を宗教上の領域として活動した幸手不動院との関係について、流通も含めて分析している。各章で適宜コメントは付しているが、本編も第1編と同じく、丹念な史料収集に基づいており、論者の歴史研究への素地も認められる。なお、本編はいわば「幸手一色氏論」として評価されよう。

第3編「関宿と利根川水運」は7章からなる。

第1章「関宿城下網代宿の成立とその機能」は、天正3年（1575）以降、後北条氏が関宿城下に新たに形成した「網代宿」について検討したものである。まず「網代」は第三次関宿合戦後に古河公方家臣築田氏所領から、後北条氏により総寧寺に与えられたが、その立地は既に城郭的機能を有していたとし、「網代」地名は現在明らかでないが、現幸手市西関宿の「寺の内」と比定した。

そして西関宿は近世の関宿江戸町であり、かつての「関宿河岸」であったとし、「関宿河岸」＝「網代」とすると、利根川・常陸川水系とここから南流する庄内古川筋をつなぐ中世関宿城下の水上交通の要地で、また陸上交通の栗橋・古河への渡河点でもあったとした。

また網代宿の機能としては、関宿城下の台宿とともに、後北条氏から軍事負担を命ぜられており、それは古河・栗橋城まで視野に入れたものであり、後北条氏は住人たる有力町人らの経済力・舟運力を軍事的に利用し、且つ潜在的な宿防意識の芽生えに期待したとし、網代宿と台宿は後北条氏からセツ

トで捉えられていることが多いが、これは両宿を一体化し、総合的に機能させようとした都市政策構想の現れとする。

そして、天正15～慶長8年（1587～1603）にかけて、関宿城下に町人主体の町場形成が営まれ、後北条氏により一定の権限が与えられていたこと、さらに近世における関宿河岸の素地が固まっていたとする。そして町人たちはその経済力による開削と江戸川の開削、逆川の掘削による江戸川舟運誕生で、関宿河岸に機能が引き継がれていくとしている。

本章は戦国期関宿の重要性が端的に示されており興味深く、網代宿や台宿はおそらく自治的町場を形成していたことは理解されるが、その組織の実態について史料の限界はあろうが関説すべきであろう。また、「後北条氏の都市政策構想を端的に示している」とは何か、この点についても今後の課題であろう。

第2章「関宿城の構造とその機能」は、「下総国世喜宿城絵図」を中心に、戦国期の関宿城下を復元したものである。「下総国世喜宿城絵図」（国立公文書館所蔵）は、現存する『正保国絵図』63鋪の1つで、作成は江戸幕府が諸藩に提出を命じたことに起因し、正確な内容を伝えているとされ、同図（以下「絵図」）の作図は正保4年（1647）から明暦元年（1655）の間である。「絵図」には城を囲む3本の河川が描かれており、それと曲輪をめぐる検討から、まず中世関宿城の全体構造を辿り、同城は河川と沼によって二重に囲まれた島状の浮城であったとする。また「絵図」中の「逆川」部分に注目し、その成立は、従来からの舟運との関係によるものではなく、同城東側に所在した後北条氏方山王山曲輪に備えるために、築田氏が台地を切る「中堀」として開削と推定している。また舟運との関係を「絵図」と永禄元年（1558）の「築田氏宛足利義氏朱印状（写）」から検討し、築田氏が利根川舟運を掌握していたこと、築田氏時代の舟役改めは城内に入舟させて実施していたことを推定し、また同城の東側堀が北側河川に繋がっていたなら利根川から常陸川ルートへの中継地点としての機能を果たしており、城内には各方面からの物資集積が集積していたが、こうした中継地点の機能は後北条氏以降、網代宿に引き継がれていくという。

本章によって示された歴史像は、利根川流域史研究のみならず、戦国期の東国をめぐる研究のなかでも重要な意味をもっているといえよう。

第3章「関宿城下有力商人会田氏と網代宿」は、野田市旧関宿町に伝来する会田家文書について紹介、分析したものである。

戦国期の文書の分析から、会田氏が商船を駆使した活動をしたのは後北条氏仕官後であり、氏照の家臣というよりは、むしろ御用商人頭的な立場であったと位置づける。会田家が戦国期に誕生した網代宿と近世以前からすでに密接な関係にあり、近世初頭には宿内に新設された「穀町」とも深く関わっていたとしている。また、近世初頭の文書の分析から、支配者が変わった後も引き続き、網代を拠点として活動し、支配者と結びついていったことをみている。こうした指摘は、史料紹介をベースとしながらも、中世の会田氏の性格の変容を捉えたものとして、評価できるものである。

しかし、築田氏時代「被官」としてみられる会田氏が、後北条氏時代には「御用商人頭的な」存在となったことをどう捉えるのか言及することが望まれ、在地の武士が、変容する社会のなかでどのよ

うに対応し、存続していったのかを明らかにすることにより、会田氏レベルの在地の武士が当該期社会のなかに位置づけられよう。また、戦国期から近世初頭への連続性を捉えているが、慶長14年(1609)、網代穀町に対して出された松平忠良掟書から、それ以前の状況を読み取ることで、より戦国期の状況が明らかになる。

第4章「戦国期の関宿水運」は、東国における物資流通の拠点と位置づけられている関宿について、築田氏から後北条氏へと支配体制が変化していく段階で、周辺の水運事情がどのように変化していくのか、比較検討を試みている。

ここでは、築田氏が古河公方足利成氏の成立基盤となる旧利根川ルート水運の統括者として存在し、関宿落城後も流域の交易支配権を持ち得た背景には築田御厨出身ということがあった可能性があり、後北条氏時代の関宿水運開発の前提には、大規模な河川普請とそれともなう新たな水陸中継地としての港湾・宿の形成があったことを推測する。そして、水運による商業活動の中心は、鎌倉公方の時代までは鈴木道胤ら鎌倉や江戸湾を本拠地とする有徳人層であったが、古河公方成立以降は、関宿周辺に移り、さらに後北条氏時代にいたっては築田氏家臣の会田氏らの特権商人として招聘し、関宿水運の整備を行う一方で、非常時には軍事的服従関係にあったことを指摘している。つまり、鎌倉公方から古河公方へと政治的中心が移動するなかで、流通・交易などの中心も関宿へと移り、関宿の水運での位置が大きくなり、さらに後北条がそれを推し進めたことを推論している。この指摘は、関宿という地域を考える上で重要な意味をもつものとして評価できる。ただし、後北条氏がさらに関宿の水運機能を整備した背景について政治情勢なども含めて言及することが必要であろう。当該期の史料は限られており、そのなかでの行論であり、十分な実証は難しいものと思われるが、より広く関連史料を博搜しての補強が今後望まれる。

第5章「関宿をめぐる河川と陸上交通」は、これまでの戦国期における利根川を中心とする東国水運の研究、そして、近世の利根川東遷事業の研究を踏まえ、平成13年に新たに紹介された船橋市西図書館蔵「下総之国図」から、戦国期～近世初頭の関宿周辺の河川と交通について基礎的考察を行ったものである。まず絵図を概観した上で、この絵図を構成する要素である河川・沼や街道、城郭と地名を分析し、当該期の河川の流路と交通路について読み解き、寛永期以前の情報が盛り込まれた「国絵図」であるとする。戦国期の関宿周辺の地域史を考える上での基礎となる研究のひとつとして位置づけられる。

第6章「関宿周辺の河川普請」は、第5章で展開した「下総之国図」の分析を踏まえて、近年の研究成果から、近世初頭に幕府により実施された治水事業について整理し、そのうえで、関宿周辺で行われた普請事業のうち、戦国期に実施された権現堂堤の修築などについて検討したものである。

まず、近世初頭の利根川の流路と幕府によって実施された河川普請の概況を確認するが、権現堂堤の修築が天正4年(1576)とされ、後北条氏による新たな関宿城を中心とする地域支配が展開され始めた時期にあたる。権現堂村の位置は、会ノ川から島川を経由する流路と、渡良瀬川から権現堂川を経て南下する流路の合流点にあたり、権現堂堤付近から蛇行河川が南下することに注目する。そして、この蛇行河川周辺が中世において信仰・流通・軍事の各面において重要な地域であったこと

を指摘する。また、寛永8年（1631）に幕府が発令した利根内河法度の対象となる渡船場の分析から、この時点で権現堂堤が機能していたことを導き出している。

つぎに、戦国期における関宿周辺の河川普請について分析し、後北条氏が関宿の普請を遠く離れた比企郡井草の百姓に命じていることを史料から確認し、これは、井草が水難の地であり、彼らがつ築堤技術に期した点があったと指摘する。また、葛西堤の築堤に関わる史料から家臣等が担当する場所を定められ普請にあっていたこと、岩付城の土塁普請の史料から、25人に1間の割りで分担させるとともに、その担当箇所の合わせ目から崩壊することがあることが確認されており、こうした細かい監査を経て堤普請も実施されていたことを推定する。

また、関宿に堤があったことは確認されるが、戦国期には「権現堂堤」と記された戦国期の史料はないことを指摘し、築堤工事は何期かに分けて進められ、大量の人員動員による大規模な工事であったとする。そして、最後に河川普請が与えた水運・陸運・開発への影響について展望を述べている。

権現堂堤を中心に戦国期の築堤・河川普請についてまとめたもので、これまで具体的な研究がないなかで、数少ない史料を駆使しながら実態に迫ろうとしたものとして評価される。

第7章「関宿城下における町場形成」は、近年まとめられた遠山成一・伊藤寿和両氏の関宿城下に関する研究を紹介し、再検討したものである。これらの研究に対し、新井氏は、まず関宿城東側の「利根古河」が天文15年（1546）に開削されたとされることについては、この年に起きた「河越合戦」前後に対後北条氏政策として関宿城の普請が行われた可能性があることから、流通の面だけでなく、軍事的要因があったことを指摘している。そして、遠山氏が述べるように、築田氏時代の内宿は城内、外宿は台宿に比定されるが、新井氏は新宿は元町・内町に比定できるとする。

網代宿は後北条氏によって新たに設置された宿で、現在の西関宿～江戸町付近に比定され、従来築田氏が城内を流れる「利根古河」で行っていた関所機能を引き継ぐ形で設立し、そこには西北側の城郭機能を強化した可能性が考えられるとする。また、「下総之国図」について、図中の「中川」は、所謂河川名称としての中川ではなく位置呼称であり、城郭は軍事拠点として重要なものを中心に描いていることを指摘する。先行研究に対し、関連史料の分析から独自の見解を出し、研究を一步推し進めた論考として評価できる。関宿城下の商業都市・流通拠点としての機能の成熟度についての検討を深めていくことが今後の課題となろう。

本編は、「関宿と利根川水運」と題し、政治と流通を結びつけ、さまざまな視点から、軍事拠点としての関宿と流通・商業拠点としての関宿の二面性を捉えようとしたもので、地域としての関宿について、築田氏と後北条氏の時代の変容を明らかにしたものとして評価できる。しかし、流通・商業の拠点となったのは、関宿城ではなく、関宿城に付随して機能した町・宿であり、その成立については触れているものの、史料的制約があるため、商業都市としての関宿の性格・成熟度の解明が不十分であることは否めず、今後の課題となろう。また、近世初頭に行われた集住政策や開発政策を分析し、近世への連続性・非連続性を考察することにより、より中世の関宿の姿が明確になるであろう。

「終章」では、①戦国期領主岩付太田氏とその特性について、②戦国期領主一色氏とその特性、③戦国期の関宿周辺と利根川水運として、持論をふまえ、新知見を合わせまとめている。

そして、「総括」として、本論文が旧荒川領域（現元荒川）の岩付領と旧利根川流域（現古利根川）の幸手領を対象としたものであり、とくに利根川は武蔵国と下総国を分断する国境地帯でもあり、こうした地形的・歴史的環境から古代より国家権力や権威の影響下にあり、とくに中世においては、鎌倉時代以降はその影響を強く受け、この点が顕在化したのが戦国期で、享徳の乱以降、利根川流域を基盤とする古河を中心に、関東公方による新支配体制の展開が大きかったとし、利根川という大動脈が政治を差配したとする。その上で、古河公方幸手一色氏や関宿の築田氏、栗橋の野田氏による地域における領主的性格は他の家臣の群を抜いていたとする。一方、関東を領国下に収めようとする戦国大名後北条氏にとっては、古河公方領の接収と利根川水運の確保は、関東支配の絶対条件であり、その意味での要衝が利根川水系と常陸川水系の接する関宿であったとする。

また当該周辺地域（古河・関宿・幸手・久喜）には、鶴岡八幡宮領が点在し、鎌倉幕府庇護下の鷲宮神社があり、また本山派修験の鎌倉月輪院の影響をうける修験寺院、古河公方足利政氏の隠居所となった久喜甘棠院など、旧にとどまらず新たな宗教的権威としての存在も展開する世界であり、背景には鎌倉からの宗教的影響があったとし、さらに文化面における京都聖護院道増の関東来訪や、天正5年（1577）の飛鳥井自庵の古河来訪もその一端とみられるとした。

こうした様相は領域支配を進める領主にとって無視できない存在となっており、それは後北条時代以降も継続し、これを論者は、古河公方の権威上に存在した「旧権威依存型領主支配」とでもいふべき状態が継承されていた地域とした。

そして幸手一色氏といった当該地域の領主たちは、それとの関わりのなかで、後北条氏の影響を受けながら、独自の支配を展開していったが、この影響は、家康の関東入国後も継続したと指摘している。こうした当該地域の領主制の特性は、戦国期以降の公方領の存在が大きく関与し、後北条氏はこれを継承・再編しつつ独自の領国形成を試みたが、その影響は最後まで残ったとした。

とくに利根川流域について、その領主支配の態様について、「旧権威依存型領主支配」という概念を提起し、文化的・宗教的側面を取り入れながら、その地域的特質をも明らかにしていこうとする研究姿勢は評価できる。おそらく、今後の戦国期の当該地域を論ずる場合には欠かすことのできない研究視点であろう。とはいえ論者のいう「旧権威依存型領主支配」が、突然に行論上登場し、違和感を覚える。もう少し丁寧な説明が必要であろう。ここでの「旧権威」とは言うまでもなく古河公方を示すと思われるが、その「依存」とは何を具体的に指しているのか、例えば「公方喪失後も、彼らは旧領を剥奪されることなく、そのまま旧領に止まり領主としての支配が継続されたことはその一例」とするが、具体的な事例が示されておらず検証不足は否めない。すなわち家康入国後、地域名称として既に存在しない「太田庄」が、宗教支配にかかわってみられるということが、論者のいう「旧権威依存」とどう関わるのか、大事な論点の提起だけに少し物足りなさを感じる。

III、審査の結果

本論文は、大きく1編では岩付太田氏歴代（道可・全鑑・資正・氏資・政景）の政治動向について、検証し領主的性格に迫ろうとしたもので、領域支配、後北条氏や古河公方、さらには上杉謙信との政

治的關係について検討している。とくに「越相一和」をめぐることは、これまでは上杉・後北条氏の観点からの研究が多い中、関東諸勢力から、しかも太田氏の観点から明らかにしたことは、研究史上嚆矢の位置を占め評価される。また岩付太田氏の政治的動向は、上杉氏、古河公方足利氏、佐竹氏や信長、秀吉、家康との関係をめぐって本拠を変えながらも、いわゆる「取次」的役割を果たすなど、これも関東中央部における戦国期領主が、ある意味では育んだ特性の一つともいえよう。また前述しているように、発給文書を可能な限り収集し、検証している点でも評価される。

第2編においても、基本的研究姿勢は同じで、幸手一色氏研究にも発給文書の収集による分析は欠かさない。幸手一色氏は関宿築田氏や栗橋野田氏とともに古河公方の重臣であり、広く利根川流域と関わっているが、とくに関東修験の鎌倉月輪院や幸手不動院との関係、また「文人武将」としての性格を検証しており、さらに戦国大名後北条氏との関係も検討することで、総じて古河公方家を支えた戦国期領主像を見事に描いているといえる。論者が導き出した幸手一色氏は、まさしく利根川流域の戦国期領主の一典型を思わせる「幸手一色氏論」として成功している。

そして第3編は、近年盛んになっている利根川流域に関するもので、その要衝に位置する「関宿」をめぐる軍事的、政治的、社会経済的観点から、その帰趨が戦国期における重要ポイントであることを指摘したものであり、とくに種々の観点から成されていることでも評価されよう。

しかし、一方で各編・各章で付したように、いくつか再検討すべき点もある。全体でいえば、第1編では岩付太田氏の、第2編では幸手一色氏の、それぞれ政治動向および領主支配について取り上げているが、第3編は流通の問題を取り上げているだけに、これら前2編とのさらなる有機的な結びつけが必要であろう。その「鍵」はやはり利根川流域を中心とする関東中央部の地形・景観、環境を含めた地域構造にあるのではないだろうか。

したがって、論者も考えているように「利根東遷」のもつ意味とは、東国・関東の中近世移行期研究にとって、景観の変化にとどまらず、政治構造、領国支配、宗教・文化、社会生活、さらには史・資料論をも含め、様々な観点からの研究によって明らかにされていくと思われる。本論文は、そのことの重要性を提起している点でも評価されよう。

いずれにしても、各編・各章での内容展開とそこで示された結論等は、随所に新知見を提示しており、研究成果としては大きなものがある。本論文が当該研究にとって現在の到達点を示し、かつ今後の研究にとって、基礎的な位置を占めていくことは相違なく、その寄与するところは大きいといえる。

この成果を審査委員一同は高く評価し、新井浩文氏が博士（歴史学）の学位を授与されるに値すると判断する。